

記 者 発 表 (発表 ・ 資料配布)				
月／日 (曜)	担当課・係名	T E L	発 表 者 名 (担当主幹)	その他 の配布 先
5/28 (木) 10:00	税務課 課税班	内線 72921 (078-362-3089)	課長 明石 康一郎 (主幹 (課税指導担当) 熊尾 雄介)	

令和8年度「近畿2府4県路上軽油抜取調査強化月間」(6月)の実施

環境月間である6月を「近畿2府4県路上軽油抜取調査強化月間」と定め、近畿2府4県(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)が路上抜取調査及び啓発活動を集中的に実施します。

1 調査の内容

国道、県道等で軽油を燃料とする自動車(トラック、ダンプカー等)の燃料タンクから燃料油を抜き取って分析し、不正軽油使用の有無等を調査します。

不正軽油の使用が判明した場合には、使用者から当該燃料油の購入・使用状況を確認し、不正軽油の不買指導を実施するとともに、流通経路などを調査の上、厳正な処分(課税処分や罰則の適用)を行います。



朝来市和田山町での抜取調査
(令和7年6月12日)

2 実施予定箇所

3カ所程度(本県実施分)

(参考)

① 前回(令和7年度)実施状況

抜取本数 24本、うち不正嫌疑軽油 1本

② 不正軽油とは

県の承認を受けずに、軽油に灯油やA重油等を混ぜた油などをいいます。不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為、大気汚染、自動車エンジンの損傷など、県民の健康や生活を脅かし、公正な市場競争を阻害する重大な犯罪行為です。

③ 不正軽油に関わる人は罰せられます

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながらその原材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などにも重い罰則が適用されます。

<罰則例>

- ・不正軽油を製造すると(地方税法第144条の33)
→10年以下の拘禁刑、1,000万円以下の罰金(個人)、3億円以下の罰金(法人)